

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

天理市の人口は、61,751人であり、そのうち年少人口（0～14歳）は7,332人（11.9%）、生産年齢人口（15～64歳）は37,327人（60.4%）、老年人口（65歳以上）は17,092人（27.7%）となっている（令和5年5月1日現在）。

産業構造としては、就業者数は第三次産業が最も多く（21,796人）、次いで第二次産業（6,232人）、第一次産業（1,289人）と続く。細かく見ると、第二次産業の製造業（4,592人）、第三次産業の医療・福祉（4,491人）、第三次産業の卸売・小売業（4,367人）、が上位3傑である（平成27年国勢調査）。事業所数で見ると、卸売・小売業が最も多く（683社）、宿泊業・飲食サービス業（339社）、その他サービス業と続く（323社）（平成28年経済センサス）。

天理市における特徴として、一事業所に従事する職員数那他市より比較的多いことから、より規模の大きい中小企業が多数存在すると推察される。

また、企業全体の中で中小企業の占める割合は99%強と、圧倒的に中小企業の割合が高い。

中小企業者の実態は、業種による大きな違いはなく、設備投資は持ち直しているところはあるものの、小規模事業所においては特に厳しい状態が続いており、設備投資を控える事業者が多いのが現状である。

今回、本計画を策定し、天理市の強みである比較的規模が大きく設備投資効果の大きい中小企業者をはじめとした、市内事業所の設備投資を促すことで、厳しい環境にある中小企業者も含めた労働生産性の向上を図り、市内産業全体の底上げを図る。

(2) 目標

小規模事業所だけでなく、より多くの事業者の設備投資の導入を促進する。
年間10件の計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

より多くの事業者の設備投資を促進するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

より多くの事業者の設備投資を促進するため、天理市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

より多くの事業者の設備投資を促進するため、全ての業種・事業を対象とする。

ただし、本計画は市内の中小企業者の設備投資を促進し、市内産業全体の底上げを目標としており、雇用創出等の観点からも、市内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で先端設備等を導入する事業者に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月20日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- 人員削減を目的とした取組としないこと
- 公序良俗に反する取組としないこと
- 反社会的勢力との関係が認められないこと
- 健全な地域経済の発展に配慮すること
- 地域の周辺環境に配慮すること
- 天理市税の滞納がないこと